吸収合併に係る事前開示事項

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に規定する書類）

横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
横浜ランドマークタワー

株式会社トランザス

吸収合併に関する事前開示事項

2020 年 3 月 25 日

株式会社トランザス
代表取締役　　藤　吉　英　彦

当社は、2020年3月24日に株式会社ピースリー（本店所在地：横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号横浜ランドマークタワー）（以下「ピースリー」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ピースリーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行います。

本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

(1) 合併対価の総数及びその割当ての相当性に関する事項

① 合併に係る割当ての内容

	当社 （吸収合併存続会社）	ピースリー （吸収合併消滅会社）
合併比率	1	1,870

（注1）ピースリーの普通株式1株に対して、当社普通株式1,870株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生日直前に当社が保有するピースリーの株式（2020年1月31日現在、普通株式250株）については、本合併による株式の割当ては行いません。
なお、上記の合併比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた等の場合、両者の協議により変更となることがあります。

（注2）本合併により交付する株式数
当社普通株式　467,500株

② 合併に係る割当ての内容の根拠等

ア　割当ての内容の根拠及び理由

当社は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）によるピースリーの株式価値の算定結果を参考に、ピースリーの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及びピースリーの間で合併比率について慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に本合併における合併比率の算式を上記①記載のとおりとすることが妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。なお、この合併比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社及びピースリーの協議により変更されることがあります。

イ　算定に関する事項

（ア）　算定機関の名称並びに当社及びピースリーとの関係

当社は、本合併に用いられる合併比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保す

るため、当社及びピースリーから独立した第三者算定機関であるプルータスにピースリーの株式価値の算定を依頼することとしました。なお、プルータスは、当社及びピースリーの関連当事者には該当せず、当社及びピースリーとの間で本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（イ） 算定の概要

プルータスは、ピースリーの普通株式については、非上場会社であることから市場株価法は採用せず、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用いて株式価値の算定を行いました。プルータスは、ピースリーの株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、ピースリーの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつピースリーの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

なお、DCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前事業年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。2021年1月期においては、ヘアーサロン向け番組配信事業が通年で寄与すること、2022年1月期においては、同事業における配信先の全国展開による飛躍的な増加を背景として大幅な増益を見込んでおります。

プルータスがDCF法に基づき算定した、ピースリー普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとなりました。

	算定結果（円／株）
DCF法	1,963,598円～2,805,140円

対価として交付する当社の株式価値については、当社の株式が東京証券取引所マザーズに上場しており市場株価が存在することから、市場株価法（市場株価法については、算定基準日である2020年3月23日の当社の株式の終値、当該基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間、並びに新型コロナウィルスの感染拡大に伴う資本市場への大幅な影響が発生する以前の期間の各取引日における当社の株式の終値単純平均値を算定の基礎としております。）を採用いたしました。

かかる評価方法による当社の1株当たり株式価値を1とした場合のピースリーの1株当たり株式価値の評価レンジは、以下のとおりとなりました。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	ピースリー	
市場株価法	DCF法	1,540～5,263

（ウ） 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併における吸収合併存続会社である当社の普通株式は、本合併の効力発生日以降も引き続き東京証券取引所マザーズにおいて上場を維持する見込みです。

（エ） 公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置として、本合併の実施に当たり、当社は、当社及びピースリーから独立した第三者算定機関であるプルータスにピースリーの株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、ピースリーとの間で慎重に協議・交渉を行い、本合併に関する合併契約の締結ついて、2020年3月24日開催の取締役会において決議いたしました。

また、本合併に関する当社のリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、法的な観点から諸手続及び対応等について助言を受けております。アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及びピースリーとの間で本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、当社は、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・

オピニオン）は取得しておりません。

（オ） 利益相反を回避するための措置

当社はピースリーの議決権の50％を保有し、同社は当社の連結子会社に該当します。加えて、当社の代表取締役社長藤吉英彦氏は、ピースリーの代表取締役社長を兼務しております。

上記を踏まえ、利益相反のおそれを回避する観点から、藤吉英彦氏は、2020年3月24日に決議された当社及びピースリーそれぞれの取締役会における本合併に関する議題の審議及び決議には参加しておりません。当社の取締役会における本合併に関する議案は、藤吉英彦氏を除く取締役6名の全員一致により承認可決されております。

(2) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加する当社の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりです。この取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

① 資本金の額　　0円
② 資本準備金の額　　会社計算規則に従い別途当社が定める額
③ 利益準備金の額　　0円

3. 吸収合併に係る新株予約権に関する事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表の内容

ピースリーには確定した事業年度がありません。ピースリーの成立の日における貸借対照表は、別紙2をご参照ください。

(2) 吸収合併消滅会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併効力発生日後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがいまして、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

以　上

別紙１　吸収合併契約書

吸収合併契約書

株式会社トランザス（以下「甲」という。）及び株式会社ピースリー（以下「乙」という。）は、2020年３月24日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本吸収合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第２条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1)　吸収合併存続会社
（商号）株式会社トランザス
（住所）神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
横浜ランドマークタワー

(2)　吸収合併消滅会社
（商号）株式会社ピースリー
（住所）神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
横浜ランドマークタワー

第３条（本吸収合併に際して交付する金銭等）

１．甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）の所有する乙の普通株式の数に1,870（以下「本合併比率」という。）を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。

２．甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数に本合併比率を乗じて得られる数の甲の普通株式を割り当てる。

３．甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に１株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第４条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

(1)　資本金の額　　0円
(2)　資本準備金の額　　会社計算規則に従い別途甲が定める額
(3)　利益準備金の額　　0円

第5条（本効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年5月1日とする。ただし、本吸収合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1．甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき、株主総会の決議による承認を受けずに本吸収合併を行う。
2．乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の承認（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を受けるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合、その他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会による承認が得られなかった場合、又は(ii)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 10 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は、相互の信頼関係の下、本契約の趣旨に沿って、信義誠実の原則に従い、協議の上決定するものとする。

第 11 条（準拠法及び裁判管轄）

1．本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

2．本契約に関連する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

上記を証するため、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、本書１通を作成し、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2020年3月24日

甲　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
横浜ランドマークタワー
株式会社トランザス
代表取締役社長　藤吉　英彦　印

乙　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
横浜ランドマークタワー
株式会社ピースリー
代表取締役会長　寺山　隆一　印

収入印紙
(4万円)

別紙２　吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表

株式会社ピースリー

設立時貸借対照表
（2019 年 3 月 25 日現在）

（単位：円）

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		株主資本	
現金及び預金	5,000,000	資本金	2,500,000
		資本準備金	2,500,000
資産合計	5,000,000	純資産合計	5,000,000